

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定によって、廿日市市から、広島圏都市計画ごみ処理場及び汚物処理場三号廿日市クリーンセンター及び一号廿日市衛生センターの変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、当該図書の写しを広島県土木建築局都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年十一月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦